

# し尿処理手数料・水道料金 4月1日から料金統一

## し尿処理手数料の統一

(廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正)

今回の改正は、3月31日で、し尿処理手数料に係る経過措置が終了することに伴い、手数料の統一を図るとともに段階的な緩和措置を講じるものです。

主な改正の内容としては、人頭制一人当たり税込み483円、従量制で18リットル当たり215円25銭とし、無臭便槽などの世帯は1便槽につき430円を加算します。

また、1ヵ月に2回以上汲み取りを必要とする便槽の第2回目以降や簡易水洗の世帯一般家庭以外などについては、従量制の手数料

215円25銭を徴収するものです。

なお、山田、稲築、碓井の各地区における助成措置は、21年度から、人頭制、従量制に係わらず、世帯人数に助成し、21年度は一人当たり税込みで63円に、22年度は32円に統一して助成し、23年度から助成措置を廃止するものです。

## 民生文教委員会では

委員より、嘉穂地区には助成措置がなく、合併の精神からしても市全体を統一するよう配慮すべきとして、21年度、22年度における助成の範囲は、嘉穂地区を含めた市全体に拡大する修正案が提出され、出席者全員で可決されました。

## 助成措置は市全体に

本会議では、民生文教委員会からの報告のとおり、嘉穂地区を含めた市全体に助成措置をするよう出席者全員で原案を修正しました。

## 水道料金の統一

(給水条例の一部を改正)

今回の改正は、市内4地区(山田、稲築、碓井、嘉穂)の水道事業を統合し、料金の統一を図るとともに、今後の有収水量、財政収支等を見込んだ料金改定を行うもので、平成21年6月分の水道料金(4月の検針日以降に使用された分)から適用するため提案されたものです。

## 平均10.85%アップ

水道事業会計の現状は、給水量が減少し、水道料金収入も減少傾向の一途をたどっており、老朽化している配水管や浄水場施設の

改修など将来的には投資的経費の増加が見込まれるので、将来にわたって安全な水を供給するために料金体系を統一するとともに、料金を平均10.85%アップし、水道財政の健全化及び基盤強化を図ろうとするものです。

## 低水量使用者に配慮

13ミリ、20ミリなど口径によって基本料金



に格差を設け、使用水量を「4立方メートルまで」と「8立方メートルまで」の2段階とし、低水量使用者に配慮をしています。

なお、メーター使用料は廃止することとしています。

コンビニでも支払いできるようになります

4月からの集金制度廃止に伴い新たなサンプスとして、口座振替とあわせて、2月分の料金からコンビニエンスストアでも支払いが出来るようになります。

